

農業経営者のみなさん

青色申告 を始めましょう

青色申告は かんたん！



思ったよりも簡単ね！

 e-Tax も
便利だね！

青色申告には、複式簿記の他に
簡易な方式があります

簡易な方式の青色申告は、白色申告で整理した帳簿の他に、現金出納帳、売掛帳、買掛帳、固定資産台帳を整備し、**日々の取引を残高まで記帳**すれば行えます。

- ※ 簡易な方式の場合の青色申告特別控除は最高10万円です。
- ※ 青色申告を新たに始める方は、原則、その年の**3月15日**までに所轄の税務署に「**青色申告承認申請書**」を提出する必要があります。

収入保険に 加入できます

全ての農産物を対象。自然災害、価格低下などによる販売収入の減少を補償

加入申請時に青色申告の実績が**1年分**
あれば加入できます

- ※ 令和2年分の農業所得から青色申告を開始すれば、令和4年1月からの収入保険に加入できます。

(裏面参照)

メリットも たくさん！

最高で65万円の特別控除！
損失額の**繰越し**や**繰戻し**ができる！
専従者の給与額を必要経費に算入できる！
農業経営基盤強化準備金制度が使える！
農業者年金の保険料補助（最高**1万円/月**）！

青色申告については、税務署、JA、農業会議、農業経営相談所などへお尋ねください。

収入保険については、最寄りの農業共済組合へお尋ねください。



←国税にかかる相談窓口はこちら

<http://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shirabekata/9200.htm>



←収入保険にかかる相談窓口はこちら

<http://nosai-zenkokuren.or.jp/consultation.html>



青色申告についてはコチラから

青色申告

検索

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/2070.htm>

収入保険の情報はコチラから

農業 収入保険

検索

<http://www.maff.go.jp/keiei/nogyohoken/syunyuhoken/index.html>

これから**青色申告**を始める皆様へ!

収入保険があなたの農業経営をサポートします!

自然災害で減収



市場価格が下落



災害で作付不能



病気で収穫不能



倉庫の浸水被害



取引先の倒産



盗難や運搬中の事故



為替変動で大損



収入保険のポイント

○**全ての農産物**を対象に、**自然災害、価格低下のほか、経営努力では避けられない収入減少**を補償。

○加入申請時に青色申告実績が1年分であれば、
農業者ごとに**基準収入の80%(※)**を下回った場合に、
差額の9割を上限に補填。

(例えば、基準収入が500万円の方の収入がゼロになった場合でも、
最大360万円まで補填)

※ 加入申請時の青色申告実績の保有年数が、**2年分の場合は85%、
3年分の場合は88%、4年分の場合は90%**と、**段階的に引き上げ**られます。

○保険料等の**50%**、積立金の**75%**を国庫補助。

(上記の方で、収入がゼロになった場合でも補償するタイプの保険料は
1.8万円。積立金(掛け捨てではない)は11.3万円で、補填の際は
最大この3倍の額を国から補助して支払)

○保険期間中の大きな損害発生時には、**無利子のつなぎ融資**
で対応。

▲**令和2年の収入保険から、安い保険料で加入できるタイプ**
を準備。

(例えば、基準収入が500万円の方が、基準収入の50%を補償の下限
として選択した場合、
保険料は**約2割安い**(1.8万円 → 1.5万円。補填は最大135万円)

詳しくはお近くの農業共済組合までお問い合わせください。